

公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センター
業務査察委員会設置運営規程

規程第10号
平成25年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、業務査察委員会の設置及び運営について必要な事項を定め、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が設置する権利擁護センターが実施するばあとなあ埼玉の業務の適正化を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 業務査察委員会には2名以上6名以下の業務査察委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は本会の会長（以下「本会会長」という。）が選任する。

3 委員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。

(委員長)

第3条 委員長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、1回の再任を認める。

(庶務)

第5条 業務査察委員会に関する庶務は本会の事務局で行う。

(業務)

第6条 業務査察委員会は、以下の各号の業務を行う。

(1) 本会ばあとなあ名簿登録規程第11条第2項に関する業務

(2) 本会会長又は委員の求めに応じ随時の査察を実施

(3) 本会会長への査察結果の報告

(4) 必要に応じて本会総会での査察結果の報告

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。